

介護保険特別会計〔保健福祉部 介護福祉課 所管〕

1 概 要

現在わが国は、本格的な超高齢社会に突入している。65 歳以上高齢者は、2025 年には 3,677 万人になることが見込まれ、総人口に占める割合は、30.0%になると予測されている。

こうした中、介護問題は私たちの老後生活における最大の不安要因となり、真に介護を必要とする人たちのために必要な介護サービスを、総合的・一体的に提供し、社会全体で介護体制を支える仕組みとして平成 12 年 4 月に創設された介護保険制度は、国民の高齢期を支える社会保障制度の一つとして定着しつつある。

また、平成 18 年 4 月からは、「予防重視型システム」が導入され、高齢者が要介護状態になることを防いだり、介護が必要になってもそれ以上悪化しないようにすることを目指している。

守谷市の高齢化率は、全国及び県内市町村と比較して低く推移しているが、高齢者数は確実に増加しており、本年度には 1 万 5 千人になると見込んでいる。特にひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加し、地域で生活をするためには、今後様々な支援が必要になると考えられる。

このような状況を踏まえ、本年度も「第 7 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、引き続き介護予防事業を積極的に進め、要介護状態の軽減や悪化防止を図るほか、高齢者がそれぞれの状態に応じて必要なサービスや支援が受けられるように努めるとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組づくりに取り組む。

(1) 介護保険制度の運営

- ① 介護保険制度は創設以来、老後の安心を支える仕組みとして定着しつつあるが、今後高齢者人口が増加していく中、安定的にサービスを提供し制度の運営をしていく必要がある。そのため、65 歳以上の転入者及び 65 歳に到達し介護保険第 1 号被保険者となった方に、介護保険制度リーフレットを被保険者証とともに配付し、介護保険制度の周知、啓発を図る。
- ② 市広報紙や市ホームページ等での制度の周知（介護保険料の説明、介護保険サービスの利用方法など）を図る。
- ③ 介護給付・介護予防給付の適正化のために、要介護認定調査の適正化、ケアプラン点検、医療情報との突合・縦覧点検等について取り組む。

(2) 介護予防事業の推進

- ① 「平成 29 年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果から、身体機能や認知機能の低下が要因で要介護に陥るケースが多いことから、フレイル予防（運動・栄養・社会参加）に視点をのいた新たな介護予防事業に取り組む。
- ② 特定高齢者を対象に、通所による高齢者同士の交流、日常動作訓練、運動指導等の各種サービスを提供し、介護予防を図る。

(3) 認知症高齢者の支援対策

- ① 高齢者人口の増加に伴い、認知症の人は今後も増加していくことが予測されている。市民に認知症を正しく理解してもらい、予防や早期発見・早期受診について考える機会とすることを目的に、市民向け認知症講演会を開催する。
- ② 小中学生やその保護者、サロン利用者等を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催する。認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者である「認知症サポーター」を養成する。
- ③ 認知症の方やその家族が、地域で安心して暮らせるために、「認知症サポートブック（認知症ケアパス）」を活用し、認知症の相談から医療・介護等のサービス、認知症の方の接し方等について情報を提供する。

(4) 地域包括ケアシステムの構築

平成 30 年度から 3 年間の計画期間とする「第 7 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことができるよう、在宅医療介護の連携強化、高齢者の社会参加等を推進し、地域包括ケアシステムの構築を着実に進めていく。

2 歳入の状況

(単位：千円，％)

款	項	31 年度	構成比	30 年度	構成比	増減額	増減率
保険料	介護保険料	821,290	23.9	812,962	24.4	8,328	1.0
使用料及び手数料	手数料	50	0.0	50	0.0	0	0.0
国庫支出金		571,944	16.6	572,007	17.2	△63	0.0
	国庫負担金	544,344	15.8	551,600	16.6	△7,256	△1.3
	国庫補助金	27,600	0.8	20,407	0.6	7,193	35.2
支払基金交付金	支払基金交付金	865,811	25.2	843,555	25.3	22,256	2.6
県支出金		485,194	14.2	454,354	13.7	30,840	6.8
	県負担金	469,192	13.7	442,515	13.3	26,677	6.0
	県補助金	16,002	0.5	11,839	0.4	4,163	35.2
財産収入	財産運用収入	283	0.0	266	0.0	17	6.4
繰入金		689,621	20.1	644,180	19.4	45,441	7.1
	他会計繰入金	620,272	18.1	581,794	17.5	38,478	6.6
	基金繰入金	69,349	2.0	62,386	1.9	6,963	11.2
繰越金	繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
諸収入		282	0.0	282	0.0	0	0.0
	延滞金	100	0.0	100	0.0	0	0.0
	雑入	182	0.0	182	0.0	0	0.0
歳入合計		3,434,476	100.0	3,327,657	100.0	106,819	3.2

3 歳出の状況

(単位：千円，％)

款	項	31 年度	構成比	30 年度	構成比	増減額	増減率
総務費		199,477	5.8	182,193	5.5	17,284	9.5
	総務管理費	160,385	4.7	145,192	4.4	15,193	10.5
	徴収費	3,947	0.1	4,357	0.1	△410	△9.4
	介護認定審査会費	34,661	1.0	32,160	1.0	2,501	7.8
	趣旨普及費	484	0.0	484	0.0	0	0.0
保険給付費		3,118,579	90.8	3,058,820	91.9	59,759	2.0
	介護サービス費	2,850,638	83.0	2,814,037	84.6	36,601	1.3
	介護予防サービス費	76,056	2.2	49,603	1.5	26,453	53.3
	高額介護サービス費	77,401	2.3	81,294	2.4	△3,893	△4.8
	高額医療合算介護サービス費	15,718	0.4	10,977	0.3	4,741	43.2
	特定入所者介護サービス等費	96,022	2.8	100,346	3.0	△4,324	△4.3
	その他諸費	2,744	0.1	2,563	0.1	181	7.1
地域支援事業費		114,410	3.4	84,851	2.6	29,559	34.8
	介護予防・生活支援サービス事業費	58,027	1.7	44,284	1.3	13,743	31.0
	一般介護予防事業費	30,063	0.9	21,158	0.7	8,905	42.1
	包括的支援事業・任意事業費	26,199	0.8	19,310	0.6	6,889	35.7
	その他諸費	121	0.0	99	0.0	22	22.2
基金積立金	基金積立金	283	0.0	266	0.0	17	6.4
諸支出金		727	0.0	527	0.0	200	38.0
	償還金及び還付加算金	726	0.0	526	0.0	200	38.0
	繰出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予備費	予備費	1,000	0.0	1,000	0.0	0	0.0
歳出合計		3,434,476	100.0	3,327,657	100.0	106,819	3.2

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,947	4,357	△410	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,947	4,357	△410	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行（平成12年4月）により介護保険制度が開始した。
市町村は介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならないとされている（法第129条第1項）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

対象は、第1号被保険者（守谷市外にある特別養護老人ホーム等の介護保険住所地特例施設に転出した方も含む）で、平成12年4月に施行された介護保険法により、市が行うことになった事務。介護保険料の適正な賦課、円滑な納付を促し、収納率を高め、適正な制度の運用を図る。それにより、介護が必要になった時にその能力に応じ自立して生活できるようにするための介護給付が行えるようになる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護保険料の賦課（保険料額の決定）及び徴収を特別徴収と普通徴収により行う。

- ・特別徴収は年金の年額が18万円以上の方で、年金の支払い月に年6回に分けて年金から徴収する。
- ・普通徴収は年金の年額が18万円未満の方等に対し、暫定賦課分と確定賦課分の年2回納付書を送付していたが、暫定賦課を廃止し納付書送付を年1回に変更する。納期については、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の納期に合わせて、年6回から年8回に変更する。

滞納者に対しては、督促状、催告書等の文書・電話・訪問による納付の催告を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	16,623	16,605	18	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	16,623	16,605	18	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行（平成12年4月）により、市町村は要介護・要支援の審査・判定のため、介護認定審査会を設置することとされた（法第14条）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護認定審査会において、迅速かつ公正・公平な要介護等の審査及び判定を行い、市民の適切な介護サービスの利用に繋げることを目的とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護認定審査会を月6回開催し、要介護・要支援認定申請者に対する認定調査及び主治医意見書に基づき、介護の必要性(要介護度等)について申請日から30日以内を目途に審査・判定を行う。

保健・福祉・医療の学識経験者から各分野のバランスに配慮した人員をもって構成している。

01030201 認定調査経費

予算書P. 313

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	18,038	15,555	2,483	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	18,038	15,555	2,483	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行(平成12年4月)により、要介護等認定を受けようとする被保険者は、市町村に申請しなければならない(法第27条第1項及び第32条第1項)。また、申請のあった被保険者の要介護認定調査を行うこととされた(法第27条第2項及び第32条第2項)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護認定審査会において要介護・要支援認定を審議・判定するための基礎資料を作成することを目的とする。認定調査員を雇用し、訪問調査の体制を整備することで、迅速・適正な認定に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

認定調査員が要介護・要支援認定申請者を訪問し、身体機能、生活機能、認知機能、精神・行動障がい等の分野において介助の状況や有無について調査をし、介護認定審査会の基礎資料となる認定調査票を作成する。

03010101 介護予防・生活支援サービス事業

予算書P. 318

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	54,293	39,807	14,486	
国庫支出金	10,860	7,961	2,899	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	6,787	4,976	1,811	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	21,446	15,724	5,722	地域支援事業支援交付金、一般会計繰入金
一般財源	15,200	11,146	4,054	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、地域の実情に即した多様なサービスを総合的に提供することが可能となり、守谷市は平成29年4月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始した(法第115条の45第1項第1号及び第2号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要支援認定者等(要支援認定者、基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス該当者)に対し、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるようになる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

従来、予防給付として介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的サービスとして、指定訪問介護事業所による訪問型サービス及び指定通所介護事業所による通所型サービスを実施する。

03010201 介護予防ケアマネジメント事業

予算書P. 318

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,734	4,477	△743	
国庫支出金	747	895	△148	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	466	559	△93	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	1,474	1,768	△294	地域支援事業支援交付金, 一般会計繰入金
一般財源	1,047	1,255	△208	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、地域の実情に即した多様なサービスを総合的に提供することが可能となった。守谷市は平成29年4月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護予防・生活支援サービス利用に必要な介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターが実施している(法第115条の45第1項第1号二)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要支援認定者等(要支援認定者、基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス該当者)から依頼を受けてケアマネジメントを実施することで、その心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、一般介護予防事業等により提供されるサービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供される。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

地域包括支援センターに配置されている3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)及び指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が要支援認定者等に対するアセスメントを行い、介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成する。

03020101 介護予防把握事業

予算書P. 318

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,865	1,824	41	
国庫支出金	373	365	8	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	233	228	5	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	736	720	16	地域支援事業支援交付金, 一般会計繰入金
一般財源	523	511	12	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にある何らかの支援を要する高齢者を早期発見し、介護予防に資する取組みにつなぐことを目的として開始した。

平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業開始により、介護予防事業から一般介護予防事業に組替えて実施している(法第115条の45第1項第2号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上の高齢者の中から特定高齢者（要支援・要介護状態になる恐れのある虚弱な高齢者）を把握し、介護予防活動へつなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護保険申請が増える年代より前の年代を対象に基本チェックリストなどを活用し、何らかの支援を要する高齢者を把握し、分析結果表と個々の状態に応じた介護予防の資料を送付する。また、対象者の把握については、総合相談など他の事業と連携する。対象者に対しては、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が訪問・電話をし、生活状況や身体状況を確認して介護予防事業の利用を促す。

03020102 介護予防普及啓発事業

予算書P. 319

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	19,399	19,112	287	
国庫支出金	3,880	3,822	58	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	2,425	2,389	36	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	7,663	7,549	114	地域支援事業支援交付金, 一般会計繰入金
一般財源	5,431	5,352	79	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、介護予防に資する内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施することを目的として開始した。

平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業開始により、介護予防事業から一般介護予防事業に組替えた(法第115条の45第1項第2号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上の高齢者に介護予防に関する知識を得ていただき、介護予防を意識した生活を送ることで、日常生活動作の維持向上が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 介護予防, 日常生活動作を維持向上するための情報を広報紙・ホームページに掲載する。
- 2 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会を開催する。
- 3 栄養改善・口腔ケア・介護予防等に関するパンフレットを作成し, 出前講座においてシニアクラブ・サロン参加者に配布・説明する。
- 4 民生委員等に対し, 自立に向けた支援のために必要な情報を提供する。
- 5 介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等を開催する。
 - ・生きがい活動支援通所事業（げんき館）
 - ・シルバーリハビリ体操



介護予防教室

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	842	192	650	
国庫支出金	152	23	129	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	95	14	81	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	381	124	257	地域支援事業支援交付金、一般会計繰入金
一般財源	214	31	183	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月から改正介護保険法が施行され、改正法に基づき事業を開始した。

高齢化の進む状況において、人生最期の時まで自立した生活ができるよう、高齢者の社会参加の機会及び生きがいの創出が必要となっている。また、健康で活動的な生活が継続できるよう、高齢者自身が社会の担い手になる仕組みづくりや活動の場づくりが必要である。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

高齢者の介護予防の取組を住民が主体となり、地域で活動できるよう支援することを目的としている。

高齢者がボランティア活動を通して積極的に社会参加し、地域貢献することを奨励するとともに、高齢者の自発的な介護予防を促進(将来的な介護給付費の抑制)する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護予防のための地域ボランティアを活用した介護予防の推進を図り、介護予防講座を開催、地域住民への活動の場の提供などの支援を行う。

- 1 脳わくわくし隊など認知症を支える人材の育成講座を実施する。
- 2 低栄養のための特定高齢者になりやすい一人暮らしの高齢男性に対して、介護予防に対する知識を深め、自主的に実践できるよう支援する。
- 3 介護支援ボランティアポイント制度を実施する。

ボランティア登録をしている高齢者が、受入施設の登録をした介護保険施設で行ったボランティア活動に対してポイントを付与し、貯まったポイントに応じて還元する。

守谷市介護予防事業 2019年度 守谷市介護支援ボランティアポイント手帳  守谷市役所介護福祉課 登録番号 (登録年月日) No. 〇〇〇 (〇〇年〇〇月〇〇日) 氏 名		スタンプ押印欄 <table border="1"> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td></tr> <tr><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td></tr> <tr><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr> <tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>31</td><td>32</td><td>33</td><td>34</td><td>35</td></tr> <tr><td>36</td><td>37</td><td>38</td><td>39</td><td>40</td></tr> <tr><td>41</td><td>42</td><td>43</td><td>44</td><td>45</td></tr> <tr><td>46</td><td>47</td><td>48</td><td>49</td><td>50</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
1	2	3	4	5																																																
6	7	8	9	10																																																
11	12	13	14	15																																																
16	17	18	19	20																																																
21	22	23	24	25																																																
26	27	28	29	30																																																
31	32	33	34	35																																																
36	37	38	39	40																																																
41	42	43	44	45																																																
46	47	48	49	50																																																

※集めたポイント(スタンプ)は奨励金に転換できます。

◆申請方法：申請書を出し、※印を取り、手帳ごと提出してください。

◆申請先：守谷市介護福祉課

◆申請期限：2020年4月××日

※ポイントの次年度繰越はできません。

ボランティアポイント手帳(案)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,957	30	7,927	
国庫支出金	1,591	6	1,585	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	995	4	991	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	3,143	12	3,131	地域支援事業支援交付金, 一般会計繰入金
一般財源	2,228	8	2,220	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、介護予防事業の評価及び改善を行うことを目的に開始した。

平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業開始により、介護予防事業から一般介護予防事業に組替えた(法第115条の45第1項第2号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等を通じ、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業等の一般介護予防事業を、地域の現状から評価を行い、その結果に基づき一般介護予防事業の改善を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者約12,300人を対象に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施し、地域の実情把握と要介護状態になる前的高齢者に対する一般介護予防事業の評価等を行う。

(継続費)

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、2020年度に実施する第8期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務とあわせて2か年契約で委託する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,398	8,709	2,689	
国庫支出金	4,388	3,353	1,035	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
県支出金	2,194	1,677	517	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
地方債	0	0	0	
その他	2,194	1,677	217	一般会計繰入金
一般財源	2,622	2,002	620	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、高齢者の実態把握、継続的・専門的な相談支援を目的として開始した(法第115条の45第2項第1号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上の高齢者やその家族からの相談を受け、適切な機関、制度、サービスに繋ぎ、継続的に支援することで、高齢者が抱える不安を解消する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士が中心となり、高齢者やその家族、民生委員、区長、医療ソーシャルワーカー等からの相談を受ける。
- 2 支援を行うための情報収集・整理・分析を行い、課題を明確に把握した上で、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて継続的に支援する。
- 3 夜間・休日の対応については、市内4箇所の在宅介護支援センターに委託して実施する。

- 4 日常生活圏域（6圏域）に担当職員を配置し、受付から終結まで主担当として支援する。
- 5 緊急性を判断しながら、センター職員の専門性を活かしたチームアプローチを行う。



総合相談

03030501 介護給付等費用適正化事業

予算書P. 322

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,963	2,528	4,435	
国庫支出金	2,680	973	1,707	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
県支出金	1,340	486	854	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
地方債	0	0	0	
その他	1,340	486	854	一般会計繰入金
一般財源	1,603	583	1,020	

【背景(なぜ始めたのか)】

厚生労働省「介護給付適正化推進運動」（平成16年10月）に基づき事業を開始した。

市町村は、地域支援事業として介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行うことができるとされた（法115条の45第3項第1号）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護給付費等の適正化を図ることで、利用者に対する適切な介護サービスが確保されるとともに不適切な給付が削減される。また、介護給付費や介護保険料の増大が抑制されることで、介護保険制度の持続可能性を高めることができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護給付等費用適正化事業は、次の主要5事業を実施する。

平成31年度から介護給付適正化に関するシステムを導入し、サービスの利用状況を定期的に確認することで、給付適正化を更に強化する。

1 要介護認定の適正化

認定調査を可能な限り市が行う。市職員が認定調査票の点検を行う。

2 ケアプラン点検

「ケアプラン点検マニュアル」や国保連介護給付適正化システムを活用したケアプラン点検を行う。

3 住宅改修、福祉用具購入の点検

住宅改修や福祉用具購入前の事前審査を行う。福祉用具貸与の必要性の確認を行う。

4 医療情報との突合・縦覧点検

国保連から提供される縦覧点検帳票を活用し、請求内容の誤り等を早期発見、適切な処置を行う。

5 介護給付費通知の送付

介護サービス利用者に対し、介護給付の状況等について通知する。

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,347	1,431	△84	
国庫支出金	519	551	△32	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
県支出金	259	275	△16	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
地方債	0	0	0	
その他	259	275	△16	一般会計繰入金
一般財源	310	330	△20	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、要介護高齢者を介護する家族を支援するための事業として開始した(法第115条の45第3項第2号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

在宅で高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることで、要介護高齢者の在宅生活の継続が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 認知症の方の家族のつどいを毎月開催し、在宅で認知症高齢者を介護している家族が悩みを共有し、アドバイスし合う交流の場を設ける。
- 2 要介護4、5の認定を受けている寝たきり高齢者を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ、尿取りパットを支給する。
- 3 介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族に対し家族介護慰労金を支給する。

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,544	1,566	△22	
国庫支出金	594	603	△9	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
県支出金	297	301	△4	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
地方債	0	0	0	
その他	297	301	△4	一般会計繰入金
一般財源	356	361	△5	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として開始した(法第115条の45第2項第4号)。

在宅医療と介護の連携推進は、取手市医師会が平成25年度から実施している地域医療再生基金を活用した茨城県在宅医療・介護連携拠点事業に継続して参加しているが、制度改正に伴い実施主体は市町村となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者に対する在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制を構築し、地域で支えることで、自宅等の住み慣れた環境で安心して自分らしい生活を人生の最期まで続けることができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

地域の医療・介護関係者による事業を実施し、連携の土台作り、顔のわかる関係作りとして、会議の開催、ホームページ管理、在宅医療・介護関係者の研修等を行う。

取手市，守谷市，利根町が取手市医師会に委託して実施する。

- 1 地域の医療・介護の資源を把握し，情報を提供
- 2 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策検討のための協議会開催
- 3 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進のための会議開催
- 4 医療・介護関係者を対象とした地域リーダー研修・フォローアップ研修，多職種連携フォーラム開催
- 5 市民公開フォーラム，シンポジウム開催による地域住民への普及啓発
- 6 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携
- 7 いきいきネット支援センターを設置し，医療・介護従事者の在宅医療に関する相談・支援